

## 第3回都区財政調整協議会幹事会（R7. 12. 23）

### 主な発言概要

本資料は第3回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

#### ■ 財源見通しについて

##### 【都】

それでは、まず財源見通しについて説明します。

東京都の令和7年度補正予算及び令和8年度予算の編成作業は、現在も続いておりますので、本日のところは、口頭で説明します。

あくまで現時点での財源見通しであり、また、税制改正が予定されている事項の一部についても、影響額は反映されておられません。今後、変動がありうることをお断りしておきます。

##### （令和7年度の財源見通し）

それでは、まず令和7年度の財源見通しについてです。

調整税等の見込みは、当初フレームと比べ、

- ・固定資産税が、約6億円の増、
- ・市町村民税法人分は、約727億円、率にして10.4%の増、
- ・特別土地保有税については、予算額と同額、
- ・法人事業税交付対象額は、約51億円、率にして5.2%の増、
- ・固定資産税減収補填特別交付金は、予算額と同額

となると、それぞれ見込んでいます。

これらを合わせた調整税等の総額は、当初フレーム対比で、約785億円、率にして3.4%の増と見込んでいます。

これを財調交付金56%相当で計算しますと、約440億円の増となり、普通交付金が約413億円の増、特別交付金が約26億円の増となります。

財源見通しは、このようになっておりますが、普通交付金につきましては、当初算定時に約64億円の算定残が発生していたしましたので、約477億円が最終的な算定残となる見込みです。

##### （令和8年度の財源見通し）

続いて、令和8年度の財源見通しについて説明します。

- ・固定資産税は、1兆5,403億6百万円、
- ・市町村民税法人分は、7,678億7千1百万円、
- ・特別土地保有税は、1千万円、
- ・法人事業税交付対象額は、1,023億8千6百万円、
- ・固定資産税減収補填特別交付金は、ゼロ円

これらを合わせた調整税等の合計は、2兆4,106億2千7百万円と見込んでいます。

これを56%相当で計算しますと、1兆3,499億5千1百万円となり、これに、令和6年度の精算分、104億3千7百万円を加味した交付金総額では、1兆3,603億8千8百万円となります。

この結果、普通交付金の額としては、1兆2,787億6千5百万円と見込んでいます。

ただいま申し上げました財源見通しを、令和7年度当初フレームと比較すると、

固定資産税は、率にして1.6%の増、

市町村民税法人分は、10.0%の増、

法人事業税交付対象額は、4.8%の増、

固定資産税減収補填特別交付金は、皆減

と見込んでおり、調整税等の全体では、4.3%の増と見込んでいます。

普通交付金の額としては、精算分の影響も加え、約584億円、率にして4.8%の増となる見込みです。

#### (基準財政収入額見込み)

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

各項目の収入見込額を申し上げます。

- ・特別区民税が、1兆1,693億3千9百万円
- ・軽自動車税環境性能割が、3億4千7百万円
- ・軽自動車税種別割が、38億1千8百万円
- ・特別区たばこ税が、685億4千万円
- ・利子割交付金が、172億4千4百万円
- ・配当割交付金が、364億7千8百万円
- ・株式等譲渡所得割交付金が、558億3百万円
- ・地方消費税交付金が、2,842億8千6百万円
- ・ゴルフ場利用税交付金が、4千1百万円
- ・環境性能割交付金が、53億8千6百万円
- ・地方特例交付金が、36億7千9百万円
- ・その他の譲与税等が、167億6千1百万円
- ・特別区民税特例加減算額が、マイナス219億7千6百万円
- ・地方消費税交付金特例加算額が、260億9千3百万円となり、

基準財政収入額合計では、令和7年度フレーム対比で、1,561億6千5百万円、率にして10.3%増の、1兆6,658億4千万円を見込んでおります。

基準財政収入額の見込方法等、詳細につきましては、この後、担当から説明させていただきます。

#### (基準財政需要額の見込み)

続きまして、基準財政需要額の見込みについてですが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆6,613億円となっています。

なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約400億円を含んでいます。

#### (普通交付金所要額見込み)

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和8年度の普通交付金所要額は、約9,955億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の額が、この所要額に比べ、約2,833億円超過すると見込んでいます。

以上が、現時点での財源見通しです。

#### (再調整に係る提案説明)

続いて、令和7年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明します。

先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約477億円となる見込みです。

この取扱いにつきましては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することとします。

この算定に当たりましては、令和7年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目での検討を進めています。

- ・義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、将来の財政負担を軽減するため、令和7年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定
  - ・発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定
- これらの項目について、算定すべきと考えております。

(情報の取扱いについて)

最後に、繰り返しになりますが、東京都の予算編成作業は現在も続いており、本日お示しした金額は、編成途中の見込み額でございます。

このため、本日説明した情報については、取扱いに十分ご注意ください。

財源見通し等に関する説明は以上です。

## ■ 基準財政収入額の見通し

### 【都】

それでは、私から、基準財政収入額見込の概要につきまして、説明いたします。

令和8年度の基準財政収入額は、1兆6,658億4千万円と、令和7年度フレームと比べて、1,561億6千5百万円、率にして10.3%の増を見込んでおります。

これは主に、特別区民税及び地方消費税交付金の増を見込んだことによるものでございます。

特別区民税につきましては、雇用・所得環境の改善による総所得金額の増などにより、約904億円、率にして8.4%の増を見込んでおります。

また、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、その影響額を見込額に反映しております。

地方消費税交付金につきましては、暦日要因により、7年度における繰入地方消費税額の一部が8年度に流入すること、また、国内消費が堅調に推移することによる増を見込んだ結果、約323億円、率にして12.8%の増を見込んでおります。

なお、現時点で税制改正の大綱は決定されておりませんが、政府の動向を引き続き注視し、今後の税制改正の内容に従い、適切に対応していくものと考えております。収入見込みに変動が生じた項目につきましては、今後改めてお示しいたします。

続きまして、配布資料の、「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額（令和7年度分）」をご覧ください。

こちらは、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、令和8年度の区別算定に係る基礎数値となります。

資料の数値につきましては、すでに、都区双方の事務方で確認しておりますが、改めてご確認ください。

特例加減算額の措置につきましては、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様に確認していくこととなりますので、よろしくお願いたします。

最後に、基準財政収入額は、これまで「区別算定については、標準税率を用いることが法令で定められており、区別算定と同様にフレーム算定においても標準税率により行う」との考え方にに基づき、算定を行ってまいりました。

本日ご説明した令和8年度フレームについても、標準税率により算定を行っております。令和9年度フレーム以降も同様に標準税率により算定を行ってまいります。

私からは以上です。

## ■ 財源見通しを受けての発言

### 【区】

それでは、最初に、令和7年度の再調整について、区側の考えを申し上げます。

先ほど都側から、再調整項目として、義務教育施設の新増築等に係る経費の算定と、公共施設の改築需要に係る経費について、提案がございました。

区側としては、義務教育施設の新増築等に係る経費については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考えます。

また、公共施設の改築需要に係る経費については、項目として異論はありませんが、その他の事業として、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきです。

お手元の資料「令和7年度再調整項目に係る区側論点メモ」をご覧ください。この資料は、

区として、再調整にて優先的に算定すべき具体的な事項の内容をまとめた一覧です。

具体的には、本資料に記載のとおり、ガバメントクラウドに係る経費や、共同生活援助等事業に係る経費、第一子無償化への対応に係る経費などの計8項目の算定を求めます。

次に、令和8年度の財源見通しについてですが、ただいまの都側の説明では、今後の税制改正の内容に従い、適切に対応していくということでした。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただきます。

最後に、基準財政収入額の算定については、異論はありません。

私からは以上です。

## ■ 特別交付金

### 【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

第2回幹事会において、「交付率の変更等」について、都側から「景気後退時における調整税等の減収局面なども考慮する必要があることから、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではない」との発言がありました。

区側は、算定ルールに交付率を明示するに当たって、算定項目「C-U」について、「原則4分の1以上」と、「原則」をつけることを想定しており、都側が懸念した景気後退局面等の様々な状況に応じた、運用が可能と考えます。

また、都側から「特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。また、交付率の引き上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであり、あらかじめ目安を作成し明示するものではない」との発言がありました。

目安については、交付率の引上げ基準のように、算定することをあらかじめ約束するものではなく、参考となるものを示すことを提案しており、都側の懸念は当たらないと考えます。例えば、過去の引き上げ実績をお示しいただくことも、目安になりうると考えますが、都側の見解を伺います。

次に、「算定項目『C-I』の算出方法の変更」について、都側から「各区における事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえれば、何故調整を行う必要がなくなったのか区側から明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではないと考える」との発言がありました。

現行の算定ルールは、平成19年に行われた特別交付金の算定ルールに係る協議を経て定められ、既に15年以上経過しております。この間、東日本大震災の復興、オリンピック需要、ウクライナ情勢、急激な円安等、都区を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しております。

また、物価高騰による影響は特別区の行政活動のあらゆる場面で表出しており、看過できないものとなっております。算定ルールは、その時々状況を迅速かつ的確に捉え、都区双方にとって、よりよいものとなるよう、適宜、見直しを図っていくべきです。

このように、区側としては、社会・経済情勢の変化や建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を踏まえ、算定項目「C-I」を実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であると考えます。

一方、都側から、昨今の建築資材の高騰等により、工事費が増加している実態について、「財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべき」との意見があり、今回の協議において、実績額で算出する方法について、都区双方の見解を一致させることは困難であると考えます。

区側としては、実績額で算出する方法が妥当であるという考えに変わりはないものの、現下の状況を看過することもできません。そこで、都側からの意見を踏まえた検証を行い、そ

の結果を反映した変更案を提出いたします。詳細については、論点メモをご覧ください。

まず、上欄の現行の算出方法は、申請初年度の財調単価に整備面積を乗じた額が分割して交付され、財調単価が増加した場合でも、精算されません。この方法では、申請初年度の財調単価で算定額が固定されるため、工事期間に係る建築資材高騰等による工事費の増加に対応することができません。

次に、下欄の変更案ですが、第2回幹事会での都側の意見にもとづき、事業終了年度において、申請初年度から事業終了年度の平均財調単価に整備面積を乗じた額で精算する方法です。この算出方法により、財調単価が増加した場合、工事費の増加に対し、一定程度、対応することができるものと考えています。

なお、本件は早急に対応する必要があることから、都区で合意がなされた際は、今年度から適用することを求めます。

私からは以上です。

## 【都】

ただ今、区側から「交付率の変更等」と「算定項目『C-イ』の算出方法の変更」の2点に関する発言がありました。

まず1点目について、区側から、算定項目「C-ウ」について、「原則4分の1以上」と、「原則」をつけることで、様々な状況に応じた運用が可能との見解が述べられました。

しかし、この区側の見解であると、これまで区側が主張していた「算定の予見性が高まる」という点については見込むことができないと考えます。

そもそも、現行の算定ルールでも、様々な状況に応じた運用が可能となっていることから算定ルールを変更すべき理由はないと考えております。

また、過去の交付率の引き上げ実績を示すことについてですが、交付率は、各区に対して事業毎に通知しているため、区側で情報共有すれば実現するものと考えます。

次に2点目についてですが、区側から「算定項目『C-イ』における算定方法の変更」に関して、都側の意見を踏まえて行った検証結果を反映した変更案と論点メモが示されました。

こちらについては、内容を確認の上、次回、都側の見解を述べさせていただきます。

私からは以上です。

## ■ 都市計画交付金

### 【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

第2回幹事会において、区側から執行残なども踏まえた交付率の上限撤廃を求めましたが、都側は「交付率については、弾力的な運用を行っている」と述べるのみで、明確な回答はありませんでした。

現行制度において、交付率の弾力的な運用が行われていることは区側も当然に承知しております。その上で、現行制度の見直すべき点を指摘しておりますので、改めて都側の見解を伺います。

加えて、都市計画交付金算定要領において、前後10パーセント程度の弾力的適用を図るとされていますが、特別区における都市計画事業の円滑な実施が重要であるならば、交付率が低下する場合の弾力的な運用は必要ないと考えます。このことについても、都側の見解を伺います。

こうした交付率の問題は、都が都市計画事業費及びその地方債償還金を都市計画税で賄うのか、なぜ特別区だけが都市計画事業費の大部分を一般財源である財調交付金で対応しなければ

ならないのかという、制度の根本的な問題に繋がっています。

区側として協議を求めているのは、特別区の総意である「都市計画交付金の抜本的な見直し」についてであり、これは個別の区ごとに協議するものではなく、都と特別区の間で、特別区の総意としての提案を受け、協議すべき性格のものと考えます。

過去には財調協議の場を中心に整理してきた経緯があることも踏まえ、財調協議の場で議論すべきものと考えますが、都側の見解を伺います。

また、本来的に財調協議の場で議論すべきであるという区側の立場に変わりはありませんが、財調協議の場において議論ができないのであれば、財調協議とは別に、協議体を設置し議論を行うべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

## 【都】

ただいま区側から発言のあった4点について、あわせて都の考え方をお示しします。

都はこれまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和7年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より100億円増の300億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできました。

都市計画交付金の運用に当たっては、今後も特別区の都市計画事業が円滑に促進されるよう、各区から直接、現状や課題などを伺いながら適切に対応してまいります。

私からは以上です。

## ■ 高校生等医療費助成事業費

### 【区】

私からは、高校生等医療費助成事業費について発言いたします。

第2回幹事会において、特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」であり、一部自己負担金について、財調上算定すべきことを求めました。

これに対して、都側から、「都の補助基準が都全域における『合理的かつ妥当な水準』である」との発言が繰り返されました。

これまで述べたとおり、本事業における医療費助成は、従来から全区で自己負担金を設けずに行っており、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区は存在していません。それにもかかわらず、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとするのは、特別区の実態をないがしろにしております。

繰り返しになりますが、都の補助基準は特別区の見解が反映されないまま開始されたものであり、一方的に押し付けられた基準であると考えざるを得ません。

区としては、都補助の補助率が2分の1となり、新たに発生する区負担分はもとより、一部自己負担金の区負担分についても、都補助の水準を以て算定するのではなく、特別区の実態や特別区が作り上げたサービス水準から、基準財政需要額に算定すべきと考えます。

また、これまでの高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」において、自己負担については、見解が一致せず、引き続きの課題とされているものの、区側は、都補助に自己負担は設けるべきではないことを主張しております。そういったこれまでの協議の経過等も踏まえ、少なくとも、都区の間で自己負担分の整理がされるまでの間は、一部自己負担金の区負担分について、財調上算定されるべきものと考えますが、改めて都側の見解を伺います。

私からは以上です。

## 【都】

ただいま、区側から高校生等医療費助成事業費について、発言がありました。

特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握しています。

繰り返しになりますが、都側としては、これまでの協議でお示ししているとおり、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えております。

なお、一部自己負担金相当額の設定について、都区で見解の相違があることは承知しておりますが、一方で、都の補助基準の範囲内の区負担分2分の1を基準財政需要額として算定することについては、前回の幹事会において、区側からも合意することに異論はない、との見解が示されたところです。

この点について、区側として、今回の財調協議で合意する意向をお持ちであれば、次回、修正案をご提示いただくようお願いいたします。

私からは以上です。

## ■ 【態容補正】農漁業振興経費

### 【区】

私からは、【態容補正】農漁業振興経費について発言いたします。

前回の幹事会において申し上げたとおり、「算定される事業」について、各事業の内容を一定程度明確にし、都区の認識を一致させることに異論はありません。

つきましては、1世帯当たり経費の積算対象及び対象外として整理した事業に係る事業区分別の主な事業について、区側の認識を論点メモとして取りまとめました。

内容をご確認の上、都側の見解をお示しください。

私からは以上です。

### 【都】

ただいま、区側より提示のあった論点メモについて都側の見解を申し上げます。

各事業の内容については、一定程度明確になっており、都側としても異論はありませんので、区側の論点メモのとおり整理したいと考えます。

なお、1世帯当たり経費の積算に当たっては、標準的な需要として妥当とは言えない経費が含まれているため、当該経費を除外する必要があると考えています。

私からは以上です。

## ■ 副食費の無償化（保育所等）

### 【区】

私からは、副食費の無償化（保育所等）について発言いたします。

第2回幹事会において、都側から、「主食費に係る経費については、過去の財調協議において整理された上で算定されている」との発言がありました。

主食費に係る経費について、国制度の変更に関わらず、過去の財調協議により算定していることを踏まえれば、副食費についても同様に、区の実態を反映すべきです。

都は、保育料の第一子無償化により、0歳から2歳までの子どもたちの保育料を無償化して

いますが、この保育料には副食費が含まれています。このため、0歳から2歳の保育料を無償化することは、同時に副食費を無償化することとなります。

また、学校給食費保護者負担軽減事業費は、令和7年度財調協議において整理された上で算定されていますが、学校給食にはごはん・パンといった主食だけでなく、おかず・牛乳といった副食も含まれています。

これらは、「0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援」として都が掲げる施策であり、別途協議中の事業もありますが、都区財政調整においても適切に反映されています。同じ副食費に係る経費であるにもかかわらず、3歳から5歳のみ、標準的な需要とはいえないと考える理由について、都側の見解を伺います。

私からは、以上です。

#### 【都】

ただいま、区側から副食費の無償化について、発言がありました。

繰り返しになりますが、3歳から5歳までの児童に係る副食費については、国制度において実費徴収とされていることから、無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えております。

私からは以上です。

### ■ 投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映

#### 【区】

私からは、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映について、発言いたします。

前回の幹事会において、都側から区側提案に対する確認事項が示されましたので、区側の考えを説明いたします。

まず、標準事業規模の見直しについては、都側の意見を踏まえ、今回の調査結果に基づきメニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて標準事業規模の設定を行いました。

次に、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、区側としても、公園全体で一体的な管理が行われている実態があることを認識しております。そのため、次年度以降、公園維持管理費と一体的な見直しの検討を行うことに異論はありません。

この他、各施設の経費についても、都側の意見を踏まえ、区側提案を再整理しておりますので、ご確認願います。

私からは、以上です。

#### 【都】

ただいま、区側から投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映について、発言がありました。

まず、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、区側からも同じ認識が示されたことから、次年度以降、改めて見直しを検討するものとして整理したいと考えます。

また、標準事業規模の見直し及び各施設の経費について、区側から修正案が示されましたので、確認の上、次回、都側の見解をお示しいたします。

私からは以上です。

## ■ 基準財政需要額のあり方

### 【区】

私からは、基準財政需要額のあり方について発言いたします。

都側から、「財調上の基準財政需要額の『合理的かつ妥当な水準』については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくもの」との発言が繰り返されました。

繰り返しになりますが、財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定がされるべきと考えます。

区側が算定を求めている特別区の単独事業は、特別区の区域において標準的に行われているものであり、基準財政需要額に算入することも技術的に可能です。

このため、基準財政需要額に反映することが妥当と考えます。区側が算定を求めている特別区の単独事業について、基準財政需要額に反映しないことに対する都側の見解を伺います。

私からは以上です。

### 【都】

ただいま、区側から「基準財政需要額のあり方」に関する都側の見解について確認がありました。

繰り返しになりますが、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えております。

私からは以上です。